

(Ⅱ) 「公民」における判例を中心とした憲法学習

田 中 裕 巳

一、憲法学習の目的

中学3年生にとって憲法学習とは何だろうか。象徴天皇制や自衛隊の存在などについては、素朴な疑問を抱いている生徒も既にいる。それは小学校における憲法学習の成果であると同時に、社会問題への関心がある程度、高まり始めたことの証拠であろう。しかし、彼らの社会問題への関心は、多くはマス・コミの提供する情報に依存しており、持続性と系統性に欠けている。教師の側にも、中学校卒業後、ほぼ全員が高校進学をする現状においては、かって中学校における憲法学習を最後として社会に巣立って行く部分の比較的多かった頃の、「せめてこれだけは……」という気負いも失なわれかけている。このような状況の中で、私は、中学校における憲法学習の目的を次の3つに求めている。

①主権者意識の形成へ

実質改憲、司法の反動化の動態を判例学習を通じて充分に認識させ、主権の担い手として「不断の努力」（憲法第12条）をつみ重ねて行くことが、平和憲法を守り発展させて行く上に不可欠かを認識させる。高等学校での学習はその延長線上にあり、主権の担い手としての“社会的認識”的充実にあることを心構えとして自覚できるようにする。

②現代史学習の一つの柱として

日本国憲法の制定過程、改憲の動き（憲法調査会）、実質改憲・司法反動化という経過をフォローし、判例学習で具体的に確認して行くことは、歴史的分野の現代史学習がどうしてもカットされたり、概観に終ってしまうことを考えあわせると、現代史学習の補充的な意味もある。

③裁判制度を被告・原告の立場から学ぶ

日本国憲法の3原則も、具体的な訴訟の当事者たちの“不断の努力”によって内実を与えられ、あるいは奪われて行くことを理解させる。生徒たちには、裁判官や検察官よりも、被告・原告の立場に親近感があるはずだし、被告・原告の立場からの“不断の努力”こそが如何に大切かを認識させ、裁判制度についても具体的に理解させる。^①

二、憲法学習の展開

大日本帝国憲法の制定過程・基本原則（天皇大権・協賛としての帝国議会・輔弼としての内閣制度・天皇の名に於ての裁判所）・臣民の権利義務と土地収用法、治安維持法などとのかかわり、ポツダム宣言、日本国憲法の制定過程（象徴天皇制、第9条をめぐる議会審議などを含めて）・基本原則・改憲の動き——以上を6時間ほどで講義したあと、次のような発表学習を行なった。

〔51年度〕

A組——天皇大権、大逆事件、大正デモクラシー、満州事変、ファシズム、恵庭事件、長沼ナイキ訴訟、砂川事件、小西裁判、参議院議員定数是正訴訟、三菱樹脂事件、メーテー事件、チャタレー裁判、大須事件、ポポロ事件、教科書裁判、朝日訴訟、水俣病裁判、イタイイタイ病裁判、カネミ油症裁判、森永ヒ素ミルク事件、新幹線訴訟、内申書裁判、三里塚闘争、松川事件、三鷹事件（26発表、うち20は2人グループ、6は1人で発表）

B組——天皇大権、大逆事件、大正デモクラシー、満州事変、ファシズム、九八解剖事件、占領軍の対日政策、恵庭事件、長沼ナイキ訴訟、砂川事件、参議院議員定数是正訴訟、三菱樹脂事件、メーテー事件、チャタレー裁判、大須事件、ポポロ事件、朝日訴訟、水俣病裁判、イタイイタイ病裁判、三里塚闘争、八海事件、松川事件、白鳥事件、帝銀事件、憲法調査会（25発表、うち19は2人グループ、6は1人で発表）

憲法の発表学習第1年度の試みは、戦前の部分も一部を生徒に発表させているし、いちおう憲法第9条から始め、第32条（裁判を受ける権利）、第38条（供述の不強要、自白の証拠能力）までの基本的人権をカバーするように配列を考えたが、まだ検討の余地があった。10月の第2週から開始し、ほぼ2ヶ月を要した。

〔52年度〕

A組——大津事件、大逆事件、ゾルゲ事件、東京裁判、恵庭事件、砂川事件、津地鎮祭訴訟、大須事件、メーテー事件、松川事件、三鷹事件、60年安保闘争、浅間山荘事件、水俣病訴訟、イタイイタイ病訴訟、カネミ油症訴訟、森永ヒ素ミルク訴訟、大阪空港訴訟、丸山産業公害訴訟、教科書裁判、大西赤人裁判、帝銀事件、八海事件、外務省機密漏洩事件、ロッキ

ード事件（25発表、うち14は2人グループ、11は1人で発表）

B組——大津事件、大逆事件、東京裁判、忠庭事件、砂川事件、長沼ナイキ訴訟、大須事件、メーテー事件、松川事件、八海事件、議員定数不均衡訴訟、飛騨川バス転落事故、チャタレー裁判、ボボロ事件、愛大事件、水俣病訴訟、イタイイタイ病訴訟、四日市公害訴訟、大阪空港訴訟、朝日訴訟、森永ヒ素ミルク訴訟、カネミ油症訴訟、教科書裁判、ロッキード事件、名古屋中郵事件（25発表、うち14は2人グループ、11は1人で発表）

昭和52年度も10月からほほ2ヶ月を要した。司法権の独立、天皇大権、フレームアップ、戦争と国家機密などを考え、同時に戦前の裁判のしくみを理解するために大津事件、大逆事件、ゾルゲ事件を取り扱った。発表テーマは夏休み前に決めており、夏休みを利用してかかわるか発表内容の深まりを決定してしまうか、この年度は、福岡と北九州の2つの被告者団体と直接連絡をとって資料の提供を受けたり（A組・カネミ油症訴訟）、空港周辺の騒音をテープに録音してきて聞かせたり（B組・大阪空港訴訟）、たんに図書館などの調査だけにとどまらない、自主性にあふれた発表が目についた。

〔53年度〕

A組——ゾルゲ事件、東京裁判、砂川事件、長沼ナイキ基地訴訟、百里基地訴訟、日立製作所事件、議員定数不均衡訴訟、尊属殺重罰規定違憲訴訟、三菱樹脂事件、津地鎮祭違憲訴訟、メーテー事件、大須事件、公安条例違憲訴訟、チャタレー裁判、愛大事件、朝日訴訟、堀木訴訟、家永裁判、伊方原発訴訟、スモン訴訟、水俣病裁判、イタイイタイ病裁判、森永ヒ素ミルク事件、カネミ油症事件、サリドマイド訴訟、四日市公害訴訟、大阪空港訴訟、新幹線公害訴訟、帝銀事件、下山事件、三鷹事件、松川事件、白鳥事件、八海事件、仁保事件、狹山事件、茂間山荘事件、千葉大腸チフス事件、飛騨川バス転落事故訴訟、ロッキード事件（40発表、すべて1人で）

B組——ゾルゲ事件、砂川事件、忠庭事件、長沼ナイキ基地訴訟、議員定数不均衡訴訟、染局距離制限違憲訴訟、三菱樹脂事件、メーテー事件、大須事件、外務省機密漏洩事件、「事故のてんまつ」事件、朝日訴訟、ボボロ事件、家永訴訟、教科書国庫負担訴訟、内申書裁判、熊本水俣病裁判、新潟水俣病裁判、イタイイタイ病裁判、森永ヒ素ミルク事件、カネミ油症事件、スモン訴訟、筋短縮症裁判、四日市公害訴訟、三菱石油重油流出事故、中電屋美火力発電所増設問題、大阪空港訴訟、新幹線公害訴訟、成田空港問題、名古屋中郵事件、帝銀事件、下山事件、松

川事件、八海事件、狹山事件、甲山事件、飛騨川バス転落事故訴訟、石田原爆訴訟、ロッキード事件、ニセ電話事件（40発表、すべて1人で）

この年度は思い切って、1人が必ず1つの発表をすることを試みてみた。2人の発表ではどうしても主と従の関係が出来てしまい、協力的な調査・発表をやり切ることが出来ていないという印象を持っていたからだ。9月末から開始した発表は、1月末までかかってしまったが、それぞれ卒業発表的な意味あいも出来て、40人目の発表終了時には、「先生もプリント118枚もすってごくろうさま」という安堵感も漂った（中3Aの授業ノートより）。

三、具体的な事例の比較

各人の発表テーマの決定は、いずれも夏休み前に、「憲法についての学習は、発表を中心として行なうから、第9条や基本的人権にかかわる事件で裁判になつたもののうち、自分で調べてみたいと思うものを決めてくるように」という予告の後で行なわれた。生徒から出てくる事件は、結局は、砂川事件、四大公害訴訟、朝日訴訟など教科書に記載されているものの範囲を出す、私が更に黒板に列挙したものの中から選択ないし指名するという形で、テーマの決定を行なった。従って生徒にとっては、事件・裁判の名前すら初心という所からスタートする場合の方が多く、私はなるべく発表が近づくか、資料が集まらずに相談にくるまでは、予備知識をほとんど与えないよう努めた。事件・裁判に立ち向かう姿勢、何を発表内容とするかなどは生徒に判断させ、必要最低限を補足すれば良いと考えていたからだ。

次に、3年間に共通している事例のうち、地元の大須事件と公害裁判の1つとしてのカネミ油症事件に即して、生徒の発表の方法・内容を検討してみる。

〔大須事件の発表〕

51年度B組の発表は女子2人の発表であった。「愛知百科事典」より、昭和27年7月7日事件発生当日の経過、44年11月の第1審判決か騒乱罪の成立を認めしたこと、50年3月の第2審判決の控訴棄却、実刑の被告5人が最高裁へ上告したことを引用し、51年版の「朝日年鑑」「毎日年鑑」より第2審控訴審の記事を抜き書きし資料として配った。A組の発表もほぼ同様で、騒乱罪の適用と憲法第21条集会結社および表現の自由とのかかわりという原則的な問題は、発表者からは出てこなかっただため、当時の状況（講和条約の発効、朝鮮戦争）、メーテー事件・吹田事件とのかかわり、「迅速な裁判を受ける権利」などについて補足説明をした。

52年度はB組女子2人の発表の方が勝れており、A組の男子2人の発表の方は1日後ということもあって、

B組の方から資料の提供をほとんど受けていたようだ。プリントは4枚で、No.1に事件の内容（警察側からの一方的な資料で、『検査は困難きわまるものであったが全検査員の心血を注いだ説得の努力は、ついに被疑者の中から徐々にではあるが、真実を語る声の獲得に成功していった』などの抜き書きがあり、発表者たちは、『この本では、この事件が偶発的ではなく、事前から計画されていたものと決めていますが、まだあとのプリントにも、弁護団側の主張なども、くわしく（？）書いてありますから、そちらも読んで下さい』とコメントを加えてある）、No.2に第2審控訴審までの審理・裁判の経過の年表、No.3にグループ別審理の実態、No.4に第1審と第2審の審理内容及び発表者からの問題点の提起。発表者たちは、問題点として①現場検証が事件後19年もたった46年11月4日になって初めて行なわれるのはおかしい。②警察側の警備に本当に違反はなかったのか？③騒擾罪と、表現・団結の自由権とのかかわりは？④訴訟の長期化を被告人の人権問題・保障のためにも、社会的秩序維持のためにも極力防止しなくてはならない。⑤共同暴行・脅迫の意思について。の5点をあげ、この事件全体の核心をよくとらえていた。

53年度は、6月に大須事件被告団から『被告——大須事件の二十六年』（労働旬報社）が出版されたことと、9月5日に『上告棄却』という最高裁判決が出され翌日の新聞に大々的に報道されたことがあって、発表内容の深まりは当然予測されていた。

A組の発表者（男子）は、プリントを4枚用意し、No.1に事件の発端・騒擾罪とは・事件翌日の朝日新聞朝刊の記事、No.2に大須事件略年表と被告の罪名、No.3に最高裁の決定の出た翌日の新聞から『大須事件控訴審の争点』と『一審からの判断』という2つの記事のコピー、No.4に一審から最高裁までの3つの判決の骨子と現場見取図、となっていた。

B組の発表者（女子）は、両親の知り合いに被告団の1人がいるということで、その方に会って来たこと、前出の『被告——大須事件の二十六年』を紹介されたこと、『無罪を勝ちとるまで闘いたい』と無念を語っていたことの報告がまずあった。プリントは4枚で、No.1に事件の背景（27年を中心に）・内容、No.2に騒擾罪とは、No.3に第1審判決から最高裁判決までの年表、『大須事件控訴審の争点』、No.4に大須事件被告数の推移、となっていた。

この年度はタイミングよく（？）最高裁の判決が出たということで新聞の記事など資料を簡単に入手でき、かえって問題点の整理がうまく出来ていなかった。

5人の被告が最高3年の実刑判決を受け、あらためて収監されたというその後の報道を彼等はどう受けと

めたのであろうか。

〔カネミ油症事件の発表〕

51年度はA組で女子2人による発表があった。プリントは2枚で、No.1が43年10月12日付けの新聞記事から、『正体不明の奇病続出、体中に吹出物・手足のしびれ』という事件発生の様子。PCB原因説、刑事・民事両裁判の訴訟提起、47年7月19日のカネミ油症患者の救済に関する政府の意見、No.2に脱臭装置のステンレスパイプに穴があいていたため加熱媒体塩化ビフェニールの混入したこと、43年3月鹿児島県下での鶏の奇病死（ダート油による）から51年2月10日の全国連絡会議と厚生省の話し合いまでの年表。

52年度は、これもまたタイミングよく発表直前の10月5日に、福岡民事の判決が出され、原告全面勝訴となり、この訴訟の経緯など詳しく報道された。

A組の女子の発表は、この年度このクラスの発表のうちで『もっとも良かった』というのが級友たちの評価でもある程で、事前に2つの被害者団体との連絡をとり資料・写真の提供などを受けていたことが、発表内容を充実させることに直結していた。

4枚のプリントのNo.1は、事件の発生・脱臭タンクの図解・食品公害とは・被害者の基本的要要求、No.2は重い原告の立証責任・最初の公判から今日にいたるまで・今日までの被害者による運動、No.3にライスオイル事件のその後・感想、No.4に参考資料リストとなっている。被害者団体から提供された資料・写真の紹介は感動的であったが、発表者に10月5日の福岡地裁判決の意味までまとめる余裕はなかったようだ。

B組の男子2人の発表は、1人が事件の発生から示談金契約・鐘淵化学の無実主張・国の責任をプリント4枚に、いま1人が、10月5日の福岡地裁判決の主文・骨子・感想をプリント3枚にまとめている。

感想では、「PCBが有毒だと知りながら利益を得るために売りさばいていた企業を摘発するのになぜ8年8ヶ月もかかるのだろうか？九大研究班もある程度わかっていたはずなのにおもてざたにださなかったのは何か理由があったのではないかと思う」「水俣病などと比べると因果関係がはっきりしているのに損害賠償を請求されるまで被告は被害者の補償要求に応じなかったのはなぜだろうか」などマトをついており、1時間をフルに使った発表は相当に充実していた。

53年度に入って、カネミ油症訴訟は、3月10日、全国民事訴訟に対する福岡地裁判決（被告カネミ倉庫と鐘淵化学に60億円余の損害賠償の支払いを命じた）、同24日、福岡地裁の刑事裁判判決（業務上過失傷害罪について、加藤カネミ倉庫社長は無罪、元工場長は禁固1年6ヶ月）、9月6日に全国民事訴訟第2陣に対して、福岡地裁の仮処分（最高250万円、最低150万円の支

払いを命じる)など大きな展開をみせ、前年度の判決とあわせて問題点を如何に整理するかがこの年度の発表者への課題であった。

A組の女子は、プリントNo 1に、事件内容・中毒患者の症状・原因、No 2に、52年10月5日福岡地裁判決、53年に入ってからの全国民事訴訟判決、刑事裁判判決を紹介し、「この仙症事件を調べてPCBのおそろしさかよくわかった。仙症患者になった人は、いくらお金をもらっても自分の体はなおらない。すごく気の毒に思いました。少しでも早く治療方法を見つければ、と思います」と感想を記している。

B組の女子は、プリントNo 1に、事件の発生経過・都道府県別認定患者・原告数・52年10月5日福岡地裁判決・53年3月24日刑事裁判判決、No 2に3月10日全国民事訴訟判決・9月6日の仮処分等を紹介し、感想では、「52年10月5日の裁判の時の裁判長権藤義臣氏はスモンなどの判決もした人だからとてもよい人だと思った。厳しいはっきりとした判決をしている国民の味方だ。」「カネミ仙症裁判を境に公害裁判のあり方も変わってゆくと思う。」と述べ、発表者自身の認識の深まりを表わしている。この発表者はプリントの余白に『去年の先輩には負ける』と記しており、生徒同士で先輩から資料を借りたりしていることを素直に語っているが、3年目になるとつい教師の側も『昨年のカネミ仙症の発表は良かった』などと口をばしり、余計な圧迫感を与えていたのではないかと反省している。

四、生徒の感想を中心として

「自分で調べてみると、授業で話として聞くのと、どちらがよかったか?」という質問に対して、53年度の生徒たちは次のように答えた。

全体	男子	女子
発表学習の方がよい	51名(65%)	21名(56%)
授業の方かよい	19名(24%)	13名(34%)
どちらてもよい	7名(9%)	2名(5%)
不 明	2名(2%)	2名(5%)
計	79名	38名
		41名

51年度、52年度の数値がないので、「女子の方が発表学習をより好む」とは速断できないが、発表学習に対してかなり積極的姿勢を示すのは女子に多いとは経験的には言えるかも知れない。

次に53年度の生徒たちの感想をいくつか紹介したい。

①「事件=発表者の連想かできあがってしまい、なんとなく、おかしい。非常に印象深いことは確かに二三の訴訟を除いては、ほとんど覚えている。みんながそれぞれに勉強でき、大変、よいことだと思う。これらの事件をいくつかのパターンに類別すれば、今後の訴訟もこれらにあてはまり、頭に入っていく

と思う。大変、おもしろかった。」(A組男、長沼ナキ基地訴訟を発表)

②「たいへん、よかった。みんなとてもいっしうけんめいやっていたので、なかなかよかった。特に、I君は。しかし、スモン訴訟が一番つまらなかった。もっと簡単にしてくれればよかった。いろいろ吸いこむことがたくさんあった。」(A組男、尊属殺害罰規定違憲訴訟を発表)

③「公民の本を開いて、くそまじめに勉強しているより、はるかにおもしろかった。みんなも本当に一所懸命発表していたし、たのしそうだった。昔の事件っていうのは、複雑というか、ちょっと頭を使ったりなんかして、自分自身、その事件にすいこまれていくような感じかした。すっごいよかったと思う。」(A組女、白鳥事件を発表)

④「一つのことをみんなが一生懸命に調べて、それを授業で発表することはとてもいいと思う。私たちの身の回りのできごとや、人間のさまざまなあり方というものがよくわかった。先生のはそくかもう少しわかった方がよいと思った。」(A組女、三鷹事件を発表)

⑤「たいへんよかったです。プリントをよみかえしてみても、苦労かにじみてているかんじきました。プリントで順序がよくわからないものや、誤字・脱字の多すぎるものなどたまに見られました。このようなことは本人の性格の一端を表しているよう思いました。できれば、このようなことをもう一度やりたいと思います。」(A組女、イタイイタイ病裁判を発表)

⑥「刑事裁判の方はこわくてプリントを見るだけでゾーイ、だから勉強かせんせんせんできました。公立中学の子に公民の時間こうゆうことをやってるんだよとおしゃいたら、すごく…うらやましかった。公立はつめこみ教育らしい。学習は大変たのしかった!!」(A組女、千葉大腸チフス事件を発表)

⑦「とてもすばらしい!」
1. 社会問題となった事件を、少しながらもつかむことかってきた。
2. 発表の場をもてた。
3. 教科書にこだわっていない。
4. 資料が手もとに残り記念にもなる。」(B組男、八海事件を発表)

⑧「あらゆる事件かおもしろく聞けなかなか良かった。裁判とはなにかが前よりはうんと近くわかつてきたようだ。自分はもっと他の発表をしたかった。」(B組男、長沼ナキ基地訴訟を発表)

⑨「裁判なんてものは、自分には遠いものだと思っていたけれどこう身近なことで裁判になってい

るんだとびっくりした。公害の裁判などや殺人の事件などは、だいたいよくわかるけど、ロッキードのような政治がからんてくるとわかりにくくなる。でも、すごいみんな調べたんだなあと感心した。（B組女、内申書裁判を発表）

⑩「つまらない発表もあったけど、狭山事件とか甲山事件とかよくわかっておもしろかった(?)。発表学習全体としては、とにかく今まで全然しらなかった部分にふれたのでおどおどして、わけがわからなかつたが、でもだんだん興味が出てきて、そのうち各事件ごとに自分の意見が言えるようになって、それから、自分から意見が言いたくなつて……とにかくとってもよかったです。調べるのは大変だったけど、もう一度時間さえあればやりたいと思う。テスト勉強も教科書をやるよりずっとたのしいです!!」（B組女、森永ヒ素ミルク事件を発表）

⑪「40の裁判や事件。終わってしまえばあっというまてあっけなかった。あまり教だんの上にのって発表することがないから、私にとってはいい経験になった。」（B組女、教科書国庫負担訴訟を発表）

40の発表が全部終了した直後の感想だが、①の感想にあるように、事件＝発表者の連想が出来上がってしまい、「長沼ナイキの〇〇君」というような指名まで行なわれるようになる。第9条についての裁判では、長沼ナイキ墓地訴訟、恵庭事件、砂川事件などの発表者同士でかなりつっこんだ質問もなされ、生存権、環境権などをめぐる裁判でも同様に、ふだんの授業ではみられない生徒達の主体的な学習場面、積極性が見られた。それが②の「吸いこむことがたくさんあった」、⑩の「自分から意見が言いたくなつて」などというすばらしい表現になって表われていると思う。

52年度の生徒の感想文も1つ紹介しておこう。

「2日間しか図書館へ行けず、調べ足りなかった所がちらほら……。でも新聞の切りぬきは全て見たし、事件の裏にかくされたる何者かが、うっすらとではあるがわかったようだ。この事件も、他の全ての事件も、単に法律上の問題として扱うのではなく、国の政治とか、つまり今（あるいは当時）の社会背景を反映しているので、根本からじょじょに解決の糸口を見つけていかなければならぬと思う。この事件を調べていて、同時に、図書館内部の構造やら、利用の仕方やら、それに文章のまとめ方やらが、いやというほど身についたので（図書館では苦労しました。）私にとって、得る所が多大にあった。こういうチャンスを与えて下さった先生に、感謝いたします。」

この文章の筆者は三で取り上げた大須事件の発表者（B組女）の1人であるが、私の“憲法学習の3つの

ネライ”を適確につかんでいるし、主体的に取り組んだ場合の副次的効果も体得している。

五、評価の問題

一人一人の発表学習をどのように評価するかは実に難しい問題である。判例学習の場合、教師自身がすべての事例について精通しているとは言い切れず、生徒の方から新しい資料を教えられたりすることもあった。卒業研究的な意味合いを持たせようとするなら、発表の後、レポートを提出させるべきであったかも知れないが、3年とも発表場面を各研究のヤマとし、定期テストの一部に、各自の研究をまとめさせる問い合わせを用意した。たとえば53年度の2学期末テストでは、公民80点満点（他に20点が歴史的分野）中、50点を客観テスト、30点を各自の研究の中間報告に配点した。

50点分の客観テストは、2学期中間テスト以後の発表分についての設問で、例年と同一の出題形式をとった。（以下、中3Bのテストを例として述べる。）

1. 第一審の判決は、原告側の差し止め請求については、認容したもの、『公共性』を重視して、夜10時～翌朝7時まで発着禁止にしただけ。
2. 川端家側は筑摩書房を相手どり、川端康成氏の名誉を著しく傷つけたとして、出版および販売差し止め請求の仮処分を東京地裁に申請したが、その後、和解が成立した。

以上のような形式で40の短文を用意し、これが列記したどの事件・訴訟に関するものか記号で選ばせる問題である。やや難しいように見えるかも知れないが、40の設問のうち、39名全員正解が2問、38名正解が10問、37ないし36名正解が15問で正答率はかなり高い（全体の正答率は90.3%）。上記設問1については、大阪空港訴訟が正解で、37名の正解、誤答の2名は成田空港問題とイタイイタイ病裁判が各1、設問2については、「事故のてんまつ」事件が正解で、38名の正解、誤答の1名は家永訴訟。

正答率の低かったものは、

19. 原告側は、この裁判を通して、「国が長い間、健康保健制度の歪みと製薬会社の営利優先的体質を放置していた責任を追求する」構えであるが、判決まではもう少し時間がかかりそう。

35. 被害者は、福岡県、長崎県、広島県に多く、全国で1500人にのぼっている。治療方法はいまだに発見されていない。

この2問がともに誤答15名で、正答率がもっとも低かった（62%）。

設問19の正解は、筋短縮症事件であるが、“判決まではもう少し時間がかかりそう”という所がミソで、スモン訴訟と間違えたものが多く12名。設問35の正解

は、カネミ油症事件であるが、誤答には筋短縮症事件5名、森永ヒ素ミルク事件5名が多かった。設問自体枝葉末節にわたったキレイがないでもないが、発表を良く聞いていれば出来ない問題ではなかったことは、全体の正答率の高さ（90.3%）が物語っている。

全体の正答率が極めて高いので、この問題ではたいして差が生じないが、できるだけ各発表に2つの設問を作るということを公平を期した。お互いの発表をどれだけ注意深く聞くかという態度を評価する上でも、この客観テストの意味は大きいと思う。前記感想⑩にあるように、「テスト勉強も教科書をやるよりずっとたのしい」と一風変った客観テストを比較的楽しみに受けてくれたようだ。

学年末テストの最後に、「各自の担当した事件、裁判について各質問に答えなさい。(全部、答えること)」として次のような設問を置いた(例年通り)。配点30点。

1. 担当した裁判、事件名
2. 調へる前にどの程度のこと知っていたか。
3. どのように調べたか
4. 調べてみて、せひ、みんなに報告したかったことは？
5. 調べてみて疑問に思ったことは？
6. 自分で調べてみると、授業で話として聞くのとどちらがよかったです。その理由は？
7. 自分の発表はうまく行ったと思うか。反省することは？
8. 自分の発表を10点満点で自己採点すると何点か。その理由は？
9. 今回の発表学習全体についての印象、意見を述べなさい。

1. 2. 6. 7. 9の項目については、記入してあれば全部で8点を配点。8の自己採点は、教師の立場から修正を加えた(修正前の生徒の自己採点の平均は6.7点)。また残りの3. 4. 5. には12点を配点し、発表前に最低一度は中間報告に来させた時の準備ぶり、発表内容の整理の程度、プリントのまとまり等の観点から評価をした。

以上のように、可能な限り客観的な評価が出来るよう試みたが、取り扱う裁判・事件によって、比較的資料が豊富で入手しやすいもの(朝日訴訟・水俣病裁判・八海事件等)と、資料が少ないもの(中学生にもとつつき易い一般解説書的なもの)(百里基地訴訟・公安条例違憲訴訟・愛大事件等)との間に調査・研究の難易があり、一律の規準で評価することは難しい。ほとんど無知のところからスタートした対象に対して、どのような観点から切り込んで行ったかという執筆力・分析力だけでなく、発表力や他者の発表を聞

く態度をも評価に算入しようとするのだから、評価の方法については、今後、もう少し原則的なところから考え方直してみる必要があると思う。

六、反省と問題点——まとめにかえて

憲法学習を具体的な判例・事件を通して行なう、というネライをもった発表学習も第3年次を終了した。第1年次(現高3)、第2年次(現高2)の生徒たちの多くが「発表学習は面白かった。もう一度やってみたい」と語ってくれるところを見ると、少なくとも学習形態においては自発性をかなり引き出し得たのではないかと思っている。問題は、最大のネライである“主権者意識の形成”がどれだけ果たせたかであるが、それは3年後の政経学習の中で、彼らの人権感覚や政治へのかかわり方を比較検討してみることである程度、検証できる予測を持つが、それは他稿で期したい。

ここでは3年にわたる実践の中で気がついた方法上の問題点を整理しておくこととする。

①発表テーマの決め方

テーマの決定は三に記したように夏休み前に行なっていたが、自発的にテーマを決定てきた例はむしろ少ない。2年目以後は前年度のテーマをもとにしながら新しいものを加えて行った。その結果、3年目には戦前の裁判としてはゾルゲ事件を残すのみで、他はすべて戦後のものとなった。A組を例にしてみると憲法第9条にかかるものが3、第14条〔法の下の平等〕にかかるものが4、第20条〔宗教の自由〕にかかるものが1、第21条〔表現の自由〕にかかるものが4、第23条〔学問の自由〕にかかるものが1、第25条〔生存権〕にかかるものが2、第26条〔教育権〕にかかるものが1、広い意味で生存権・環境権にかかる公害関係が11、第32条〔裁判を受ける権利〕を中心とした刑事事件が10などとなり、ある程度、憲法第9条および基本的人権をめぐる問題点は網羅できるようになったが、まだクラスによっては公害関係が多くなり、刑事事件が多すぎたりしている。大須事件、カネミ油症、スモン訴訟、狹山事件などまだ動きのある裁判については調べて行く中で発表者自身の関心も高まり、他の生徒も興味を喚起される。このような裁判も入れながら、ある程度、とり扱う事例が普遍的になるように、そして資料の多寡、入手の難易を考えてテーマを精選してみる必要がある。^②

②どれだけ指導すればよいか

各自のテーマが決まると、生徒はまず百科事典か年鑑で、いつ頃のどういう事件か、裁判はどうなっているかを調べてくる。それさえやらずに、いきなり相談に来る生徒もたまに居るが、それから後の指導が難しい。判決の出ているものは新聞の縮刷版等で、判決に

に対する批判・波紋を調べさせたり、関係の単行本があればそれを読ませたりする。さらに、1966年以後は「ジャーリスト」増刊の各年度重要判例解説集が出てるので、それをもとに法律上の問題点も簡単に触れるようにさせる。というように、いくつかの段階があるが、あまり方向づけをすると、生徒たちの最初の素朴な興味や疑問から出発した接近の仕方からかけ離れてしまう危険もある。生徒が「もっと知りたい」という欲求をぶっけて来た時に、資料を提示する程度にとどめたいと思うが、最初の百科事典や年鑑どまりの生徒のいることも事実である。

③図書館の利用について

本校の図書館は百科事典・年鑑は一応揃っている。しかしそれ以上のことと新聞の縮刷版や法律関係の雑誌・書籍で調べようすると、外に出て行かざるを得ない。ところが公立図書館の一般閲覧室には中学生は入室を許されないので、高校生と偽って入室したり、個別に交渉して閲覧の許可を求めていた。その点、大学図書館も同様で附属中・高校生の入館は認めていないので、今後中学生のこの種の調査・研究のための便宜を是非はかって欲しいものである。

④まとめの仕方

発表の際には必ずプリントを1枚から4枚以内で用意することが最初の約束であった。60枚から120枚ぐらいの各年度各クラス別のプリントのファイル6冊が手許に残り、全体のまとめ方や字体に各人の個性や取り組みの熱意・姿勢がじみ出ている。それはそれで良い作品となっていると思うが、プリント4枚以内にまとめるという制約のために、割愛した資料があったり、問題点の整理がうまく出来ていない場合もあった。次年度の発表者への参考のためにも、最後にレポートを提出させて、それをファイルして図書館にでも置いて閲覧できるようにすることも試みるべきだったと思う。

⑤発表学習の位置について

3年とも、家族生活・社会生活の次に国民生活と政

治を学習し、基本的人権の尊重の単元で近代民主主義の成立、自由権的基本権、社会権的基本権を学んだあと、日本国憲法の学習に入った。その結果、発表学習に2学期一杯（第1・2年次）、3学期初め（第3年次）までかかり、経済の学習はかなり圧迫された。中学の卒業研究的な意味あいを持たせるなら、やはり経済学習を先にして、憲法の発表学習を3学期にまわしたい。しかしそれには高校入試との関係で難点もある。

高2、高3になって、高校の社会科の教科で出会った時、登下校と一緒にになった時、各自の担当した裁判や事件がその後どうなったとか、その後、こういう本が出たんだよ、などと語りかけてくれる生徒がたまにいる。その時、私は、その興味の持続の中に“主権者意識”的芽生え、“不断の努力”的からのようなものを読みとて、少しは報いられたと思うとともに、それをどのような強固なものに、系統的なものに形成しうるか、社会科教師の責任の大きさを感じている。

[注]①まだ「最高裁判所がある！」という言葉はあって、「人権の府」に対する被告・弁護団の正義を求める期待の言葉であったが、今や政府・検察当局に多く使われている現状（『日本の刑事裁判』青木英五郎、岩波新書、P 210）からみても、被告・原告の立場からの“不断の努力”を大切にしたい。

②第9条にかかわるものとして、砂川事件・恵庭事件・長沼ナイキ基地訴訟（この3つの事件だけでも安保条約の問題、統治行為論、違憲立法審査権、司法権の独立の問題に発展てる）、自由権的基本権にかかわるものとして、三樹樹脂事件・津地鎮祭訴訟・大須事件・ポポロ事件、社会権的基本権にかかわるものとして、朝日訴訟・公害関係裁判（4大公害裁判の他に森永ヒ素ミルク、カネミ油症、スモン訴訟、大阪空港、新幹線訴訟）・教育裁判（教科書裁判と内申書裁判）、裁判請求権にかかわるものとして、八海・松川・狭山事件の22の事件・訴訟を中心として体系化してみたい。